

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（令和7年度補正第1回公募 災害対策分）に係る補助事業者募集要領（第1次募集）

令和7年12月17日

経済産業省

産業保安グループ

鉱山・火薬類監理官付

経済産業省では、令和7年度「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（令和7年度補正第1回公募 災害対策分）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36カ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することができます。現在停止中の事業者は以下URLにて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費に

については、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

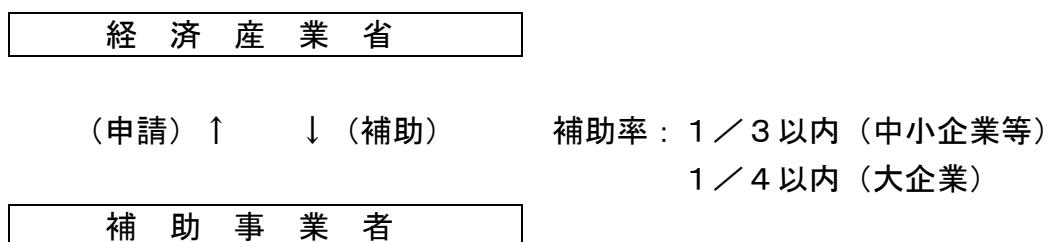
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）において停電や道路不通などの事態が発生した際ににおいても坑廃水処理施設の機能が維持されるように、非常用発電機やそれに必要な燃料タンク、貯水槽等を導入することにより坑廃水処理施設の機能維持の向上を図ることを目的としています。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

金属鉱山等は、採掘活動終了後もカドミウム、鉛、ヒ素等の重金属を含む排水（坑廃水）が流出する場合があり、民間団体が所有する鉱害防止施設において、水処理を継続的に行ってています。

台風等の自然災害によって鉱害防止施設の機能が停止し、排水が河川等に流出すれば、人の健康、農作物、漁業被害等の深刻な問題（鉱害）を引き起こすこととなります。

このため、停電や道路不通などの事態が発生した際にも非常用発電機やそれに必要な燃料タンク、貯水槽等を導入することにより坑廃水処理施設の機能維持の向上に取り組んでいただきます。

（1）非常用発電機の導入

停電が発生した場合でも、坑廃水処理を継続的に行うための電源供給を目的とした非常用発電機を導入及びそれに必要となる燃料タンクを設置する事業

（2）貯水槽の設置

停電や道路不通による薬剤供給の途絶により坑廃水処理が行えなくなった場合においても、坑廃水を貯水することにより継続的な坑廃水処理施設の機能を維持することに資する貯水槽を設置する事業

（3）その他

上記以外の取組（例えば、近年発生している豪雨時でも、通常どおりに坑廃水処理ができるることを確保するために必要となる設備の設置等）により坑廃水処理施設の機能維持の向上につながる事業

なお、事業目的に鑑み、補助事業で導入した設備については、非常用発電機に必要な燃料を常時充てんしておき、停電発生時に稼働できる状態にしておく等、停電、道路不

通、豪雨などの事態が発生した際ににおける使われ方や設備設置の効果が分かる資料を作成して頂きます。

(4) 電子申請への対応

上記(1)～(3)の事業実施に当たり、補助金申請システム「Jグランツ」を使用し、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとする。ただし、当該申請システムが利用できない場合は、電子メールによる申請を可能とする。

1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和8年3月17日（火）

※なお、必要に応じて財政当局に対し予算の繰越手続を行う予定です。

1-5. 応募資格

(1) 基本的事項

応募資格：次の要件を満たす「(2) 補助対象者」に該当する者とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤政府からのEBPMに関する協力要請に応じること。

(※) EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(2) 補助対象者

次に掲げる鉱山において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）における採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第39条第2項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。）であって、坑廃水処理施設の機能維持の向上を行う者。

- ①鉱業権の消滅している鉱山。
- ②鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：補助金の総額に達した際の件数とします。

2-2. 補助率・補助額

(1) 補助率 中小企業者等（※1）：補助対象経費の1／3以内
大企業（※2）：補助対象経費の1／4以内

※1 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者とする。ただし次のいずれかに該当する者は、補助の対象外（大企業の補助率を適用）とする。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の1／2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の2／3以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1／2以上を占めている中小企業者
- ④資本金又は出資金が5億円以上の法人（中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。
- ⑤交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

※2 中小企業者等以外の法人

(2) 補助額 下限額：100万円

最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下URLに掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3－3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料※を添付してください。

※本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

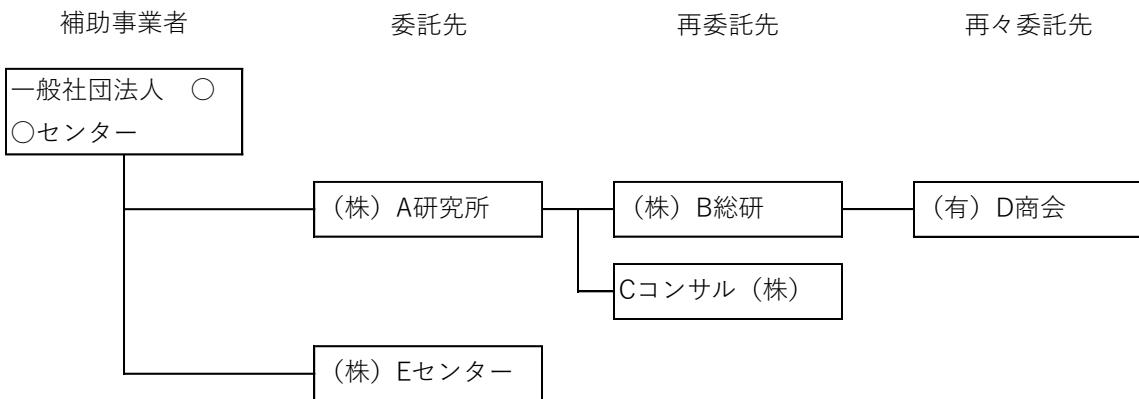
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都○○区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都○○区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和7年12月17日（水）12:00

募集締切日：令和8年1月16日（金）17:00

※Jグランツを利用する場合、締め切り日の17時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の17時までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締め切り日必着

4-2. 説明会の開催

説明会は実施しない。質問がある場合は、令和8年1月8日（木）までにメールで行うこと。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、【10. 問い合せ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mailアドレス）を登録すること。

4-3. 応募書類

① 補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、電子メールで申請してください。

※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWC5MAP>

② 電子メールの場合には、以下の書類を「bzl-kouzan-kayaku@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補

助事業申請書」としてください。(容量が10MBを超過する場合は分割して提出してください)

- ・申請書(様式1)※「Jグランツ」による応募では不要
- ・提案書(様式2)
- ・団体概要書(様式3)
- ・3者見積の留意事項に係るチェック項目(様式4)
- ・賃金引上げに係る誓約書(様式5)※該当しない場合は不要
- ・直近1年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(特記事項がある場合には別途記載してください)(写し可)
- ・会社概要、役員名簿、従業員数、資本の額又は出資の総額がわかる資料(写し可)
- ・1-5.(2)に該当することがわかる資料(写し可)
- ・中小企業者として申請する場合、中小企業基本法に定める中小企業者であることがわかる資料(2-2.(1)※1に該当していないことがわかる資料を含む)(写し可)
- ・3者分の見積書(写し)
- ・鉱山の概要及び坑廃水処理の概要がわかる資料
- ・現在の坑廃水処理施設の対応可能日数(※)及びその根拠となる資料(例えば水量データ、非常用発電機の仕様書等)
- ・申請者と導入した設備を使用する者が異なる場合、申請者と使用者の関係がわかる資料
- ・非常用発電機を設置する場合:非常用発電機の仕様書、自家発電設備出力計算書
- ・貯水槽を設置する場合:図面(有効水量の説明含む)
- ・その他(例えば、近年発生している豪雨時でも、通常どおりに坑廃水処理ができるることを確保するために必要となる設備の設置等)の場合には事業内容がわかる参考資料(図面、仕様書等)を添付してください。
- ・停電や道路不通などの事態が発生した際も継続的に坑廃水処理を行うことが可能な日数。または、未処理の坑廃水を貯水することができる日数(水量は直近1年の年間平均値)。豪雨時でも通常とおりに坑廃水処理ができる設備の設置等については、現在対応可能な雨量と設備設置等による対応可能な最大雨量及びその考え方など坑廃水処理施設の機能の維持向上が分かる指標を記載してください。

- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。
なお、応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算

額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

⑥申請書類に関する注意事項

- (a) 申請書類に不備のある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
- (b) 申請書類の用紙の大きさは原則A4としてください。
- (c) 上記以外にも審査に当たり、書類等の提出を求める場合があります。
- (d) 採択決定に係る審査は、提出された申請書類による書面審査及びヒアリング等によって行います。申請書類（添付資料を含む全ての書類）は、事業内容等について、可能な限り具体的に記載してください。特に事業の内容、事業計画や期待される効果の見込み値・根拠等については、適宜、具体的数字や図表等を用いて、わかりやすく説明してください。
- (e) 添付書類、参考資料等について、手書きで差し支えありませんので、ページの右上に「添付資料〇一〇関連」と記載してください。
- (f) 提出する申請書類には、書類ごとに、手書きで差し支えありませんので、必ず通しのページ番号を書類下部中央に付けてください。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

<Jグランツの場合>

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

<電子メールの場合>

「bzl-kouzan-kayaku@meti.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助事業申請書」としてください。

※ Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持參及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5－1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5－2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1－5. 応募資格」の内容を満たしているか。
 - ② 提案内容が本事業の目的及び「1－3. 事業内容」に合致しているか。
 - ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
 - ・期間内に事業が完了する見込みがあるか。
 - ④ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
 - ・経営状態が堅実であるか。
 - ・資力又は資金の調達能力があるか。
 - ・資金の調達方法が明確か。
 - ⑤ 事業規模及び継続性
 - ・申請者の財務状況の観点から事業規模が適当であり、提案された事業期間内における事業の継続性が認められるか。
 - ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
 - ・事業の実施体制が十分具体的かつ現実的であるか。
 - ・通常の税務や経理等の事務処理能力を有しているか。
 - ⑦ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
 - ・必要となる経費が過不足なく考慮されているか。
 - ・3者見積・競争入札に基づく妥当な価格によるものであって、適正に執行されるものか。3者見積等が行われていない場合は、それは妥当な理由であるか。
 - ⑧ 対応可能日数の増加につながるか。近年、近年発生している豪雨時でも、通常どおりに坑廃水処理ができることを確保するか。坑廃水処理施設の機能の維持向上につながるか。
 - ⑨ コストパフォーマンスが優れているか（補助金額／対応可能日数の増加分）
 - ⑩ 対応可能日数は増加しないが、坑廃水処理施設の改修により不測の事態の回避につながるか。
- ＜以下は応募事業者について、①～⑩の申請内容について問題がない案件についてのみ対象とした加点措置＞
- ⑪ 貢上げの実施表明をしているか
 - 以下どちらかの条件を満たす目標を掲げ、申請時に様式5の誓約書を提出している場合。
 - ・申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受

給額(※1)」を3%以上増加させること(中小企業等の場合は1.5%以上増加)。

- ・今年度以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を3%以上増加させること(中小企業等の場合は1.5%以上増加)。

※1 中小企業等においては、「給与総額とする。」

※2 補助事業終了後、実績報告書と併せて、実施状況を提出すること(様式任意)。

※3 補助事業終了後に実施する実施効果報告時に、正当な理由なく、誓約した水準に達していないかった場合には、その企業名を公表することとする。

⑫ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライトくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト(両立支援のひろば)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る
- ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります。情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
設計費	補助事業の実施に必要な設備等の設計に要する費用
設備費	補助事業の実施に必要な設備等の購入（中古品でないこと）、製造に要する費用 (ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
工事費	補助事業の実施に必要な工事（据付、設備撤去等を含む。）に要する費用

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、

消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ります。
- ③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑤EBPM※1の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の公募に際しては、申請書等の提出時に、原則、法人番号の記載を求めるようにしてください（法人番号が指定されていない者を除く）。また、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、補助事業者（執行団体等）又は経済産業省における審査、管理、確定、精算、効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のためにのみ利用します（間接補助事業者の公募に際して利用目

的も明示するようにしてください）。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

(※1) E B P M (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

担当：小島

電話：03-3501-1870

E-mail : bz1-kouzan-kayaku@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又でお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上